



経営革新計画

埼玉県は、挑戦する企業を応援します！

「経営革新計画承認制度」とは

※本案内は令和8年3月時点の情報に基づいて作成しています

埼玉県では、中小企業等経営強化法に基づき、「経営革新計画」を承認しています。承認を受けると、さまざまな支援措置を利用することが可能となり、事業者の皆様の業績拡大、向上が期待されます。

* 特定事業者の範囲

対象：本社登記が県内の*特定事業者で、1年以上の事業実績がある企業(個人事業主※)の皆様
※個人の場合は県内に住民票上の住所を有する方が対象です。

業種	従業員基準※
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	

承認を受ける メリットは？

※常時使用する従業員数(事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない)

✓ 新しい取り組みをスタートするきっかけになる

3~8年先の中期的計画を作成することで、漠然と想っていたことが具体化され、経営目標が明確になります。また、マーケットや現状の分析により、自社の課題を見つめなおすことができます。



✓ 社員のモチベーションUP、後継者育成に繋がる

経営者・後継者が計画を紙面に落とし込むことで、計画が「見える化」され、経営方針が社員に浸透し、モチベーションアップにつながります。また、経営目標の共有により、目標達成に努力する組織体制が実現できます。



経営革新計画承認企業の声



ポイント1 信用力が向上！

金融機関への信用力が向上した。

取引先からの信用が増した。

ポイント2 計画経営に転換！

計画立案の手法を取得できた。

夢の実現に向けた、具体的なスケジュールを作成できた。

ポイント3 知名度が向上！

県のHPIに掲載されてから、問い合わせが増えた。

営業活動の際の話題提供に活用できた。



計画の内容

計画は、「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を目指す内容である必要があります。

Q. 「新事業活動」とは？

A. 以下の6つの分類のいずれかに該当するものをいいます。

- ①新商品の開発
- ②新しいサービスの開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④サービスの新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ⑥その他の新たな事業活動

Q. 「経営の相当程度の向上」とは？

A. 計画終了時において、右表に掲げる数値を超える伸び率を設定する必要があります。

事業期間	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額(※)」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年計画	9%以上	4.5%以上
4年計画	12%以上	6%以上
5年計画	15%以上	7.5%以上

事業期間とは：計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
 (※) 付加価値額を従業員数で割ったもの
 給与支給総額＝給料＋賃金＋賞与＋各種手当

承認までの流れ



STEP 1
相談

お近くの商工会議所・商工会、
団体中央会、または県産業振興
公社等にご相談ください。

STEP 2
計画作成

自社の現状・課題・外部環境
などを分析して、新たな取組
をまとめます。

STEP 3
申請・承認

計画を完成させ、申請書を提出。
審査を経て、承認書が交付されます。

相談から承認までを商工会議所、商工会 等がバックアップ！！

中小企業診断士などの専門家が、貴社の「強み・弱み」などの現状分析や市場分析、計画作成を支援します。

【必要書類】

申請書、事業計画書、
決算書(3期分)、登記簿
謄本、定款、会社案内

申請書等の様式は下記のホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/a02.html>



埼玉
県知事承認

承認企業への支援内容(メリット)

県制度融資

・産業創造資金(経営革新計画促進貸付)
経営革新計画の実行に必要となる資金への融資
(最大1億円まで)

・小規模事業資金(経営革新企業特例)
通常より0.1%低い金利を適用
従業員数が20人(商業・サービス業は原則5人)
以下の企業を対象に設備や運転資金の融資

※詳細は県ホームページ等でご確認ください。
 ⇒ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

計画実行のための専門家派遣

中小企業診断士等によるアドバイスが受けられます！

販売力強化のための専門家派遣

経験豊富な企業OB等を派遣します！

信用保証の特例

信用保証協会からの債務保証に際しての特例

(株)日本政策金融公庫による融資

通常よりも優遇された特別貸付

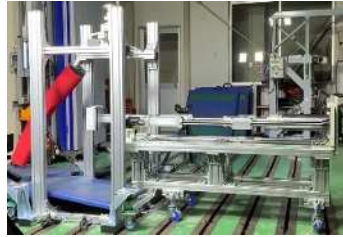
※ただし、経営革新計画の承認は貸付等の支援策の利用を保証するものではありません。
 各種支援を利用するためには別途申請やそれぞれの機関における審査を通ることが必要です。
 ※上記の他、県や商工団体も計画の実行に向けたフォローアップ支援を行います。

令和7年度「彩の国経営革新モデル企業」

(優れた取組事例)

■エステック・ラボラトリー (嵐山町／試験機製造業)

【承認テーマ】
電動式水平射出装置の
デモ機開発による
販路開拓



電動式水平射出装置を用いた校正試験機を開発

■株式会社ジェラートマリノ (熊谷市／食料品製造業)

【承認テーマ】
「6次産業化・特産品づくり
のパートナー」への革新



地域農産物を使用した
オリジナルジェラート

■シンテック株式会社 (長瀬町／電気工事業)

【承認テーマ】
電気通信工事業
への挑戦



新たに電気通信工事業へ参画



■「彩の国経営革新モデル企業」とは・・・

「経営革新計画」の実践によって着実な成果を上げた企業を他の中小企業の模範として県が指定するものです。彩の国経営革新モデル企業の取組は、県HPで紹介しています。(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/a05.html)

■あなたの街や同業者の承認企業を検索してみませんか？

計画実行中の企業を、県HPで紹介しています。(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/a04.html)

経営革新シンボルマーク

埼玉県では経営革新計画の承認を受けられた企業のPRを推進するため、埼玉県のマスコット「コバトン」を使用したシンボルマークを作成しています。

経営革新計画を実行中の企業であれば、このシンボルマークを会社案内や名刺等の無償配布物に活用いただくことができます。

ぜひとも経営革新計画にチャレンジし、承認を受けられた後はシンボルマークをご活用ください。



埼玉県経営革新計画承認企業

経営革新計画がメリットとなる令和8年度補助金の御案内

●埼玉県中小企業省力化支援事業補助金

人手不足の改善と持続的な賃上げ環境の整備に向け、設備の導入や更新により省力化に取り組む成長を目指す県内中小企業に対し、設備投資に要する経費の一部を補助します。

経営革新計画(計画期間中)の承認を受けると、審査において加点対象となります。詳細は下記ホームページをご覧ください。

URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/shoryokuka/index.html



